

(試訳⑨)

マイケル・ザンダー

「イギリスにおいて権利章典は必要か」

## A BILL OF RIGHTS?

By Michael Zander

Reader in Law, London School  
of Economics

松 本 昌 悦

すぐれた判決がなされるか、それともそうではないかということの意義は、恐らく、通常裁判所によるよりも特別裁判所による方がより大きいのであるという理屈は存在しないのである。

ただ唯一可能な疑問は、最終の上訴裁判所についていえるであろう。恐らくは、上級行政官を含めた特に選ば

れた裁判官で、最終上訴裁判所を構成する事例が存するであろう。枢密院(the Privy Council)の司法委員会がそれに最適の機関であるといえるであろう。そこでは、新しい要素を導入していくのに、比較的容易であるとい

うことができるであろう。けれども、結局、通常裁判所を用うること

お可能であるように思われるであろう。すべてのそれらにつきまといっている現実の欠陥問題が存するにもかかわらず、それらの制度は、何らかの新しく提起されてきた制度と同じように、その役割を果すこととなるであろう。

それ故に、権利章典の下における人権侵害の救済手続は、通常の民事法裁判所へ持ち込まれてくる手続と同様のものとなるであろう。その侵害救済という概念には、宣言判決、損害賠償、そしてそれが適当である場合には、差止命令 (injunction) などの訴訟を含むこととなるであろう。もちろんのこと、訴訟救助については、通常の手続において、資格を有する者に与えられるということとなるであろう。

もしも特別の訴訟手続が（例えば、第三党等から出されている印刷された要約書等参照）この様な種類の訴訟事件に認められたとするならば、このことは、裁判所規則に明確に規定されることとなるであろう。

#### 八、人権委員会、あるいは市民権委員会が設けられるべきではないだろうか

可能ならば地方からの選出者 (Local panels) や支部からの選出者を含めて、権利章典の目的のために仕える特別委員会を設けることは、とりわけのぞましいように思われる。そのような機関の機能は、人権に関する論議の焦点となっているような問題を、特別の論議の場 (an expert lobby) として、更に教育的な力の場として機能をもつことになるであろう。

委員会は一般に人権の保護のために活動を行う義務を持つべきものである。また審判を通じて、権利章典の役割を維持する義務を負うべきものである。それは、年次報告書の発行の義務を負うべきものであり、またそれ自体企画の権限を持ち、あるいは委員会のために他の者に調査を行わしめる権限を持つべきである。また、法律上の改正や実務上の改革についての提案を行う資格を持つべきである。

より困難でかつ重要な問題は、何らかのそうした機関が、個人の身分の取扱いの強制権限をもち、そしてその調査の過程で報告書を提示したり、また、それ以上のこととさえなしうる権限を持つべきかどうかということである。また、その機関が、原告の利益のために強く弁護を行う義務を負い、あるいは権限すら持つべきものであるかどうかということである。例えば、その機関は、人種問題調査委員会のように、その機関それ自身の名において、法的手続が開始しうる権限を持つべきであろうか。

男女差別禁止法 (the Sex Discrimination Act) の下における機会均等委員会 (the Equal opportunities Commission) は、その委員会自身の主導的な判断によって差別的実情について調査する権限を持つのであるし、また、適切な情報を得るための請求権を持つのである。

機会均等委員会は、不合法的な差別事件を処理するために、「差別禁止の勧告」 (Non-discrimination notices) を発する権限を持つのである。そうした勧告は、同様差別事例の中止を要求しうるものであり、そして、差止命令

を求めるべく、裁判所に強制を求めうるのである。

けれども、機会均等委員会と提起されている市民権ないし人権委員会の両者の重大な相異は、すなわち、前者の委員会が比較的正確なしかも限定された枠のものであるのに対して、後者の委員会は、その機能が広大でかつ広く開かれた領域に及ぶということとなる。それ故に、その委員会に、その委員会自体の積極的判断によって、権利章典に違背すると思われるような行為をやめさせることを求めるような権限を与えうる権利はないように思われるのである。権利章典の解釈者の役割は、裁判所に限定されてくるべきであろう。

しかし、それにもかかわらず、被告人側に対しては、記録や報告書の作成を求める権限を持って、調査権を与えるべきではなからうか。そうした権限の存在というのは、實際上その委員会の機能を極めて強化することとなるであろう。その委員会に与えるべくそうした権限を強化する場合があるように思われるのである。

その委員会は、特別の個人だけに関するものであろう

と広く多数人に及ぶ苦情に関連するものであろうと、個人あるいは組織によって持たられる申立てに対して、調査を行う権限を持つべきであろう。また委員会は、既存の法律や活動が変更を求めているかどうかを知るために（しかしながら、ただ恐らく一般的な概念においてであらうが）、委員会自らが主導的に処理しうる事柄について、調査権を持つべきものであろう。そのような調査というのは、多くの配慮が要請されなければならないような個人的な犯罪事例などを意味するものではない。

このことは、なお権利章典の訴えられた侵害行為について、委員会は自ら法的手続をとることを許されるべきものであるかどうかの問題は残ることとなる。結局、現実に影響のある個人に訴訟手続の権限を残すことはより良好であるように思われるであろう。その委員会の役割は、奨励したり、自から促進したり、そして助力を与えたりすることに限られるべきものであろう。委員会は、通常、機会均等委員会のそれと同様に、裁判所に紛争を持ち込むのに先だって、原告を援助すべき権限を附与さ

れるべきであらう。このことは、委員会に自らの自由裁量にもとづいて行使しうる権限を持たせることなのであろう。そこでは、原則論に対する疑いが提起される事例が考えられるし、事柄の複雑さに関しての、あるいは原告の一方の相手方との関係といった事柄に関しての不合理な問題であらう。若干他の合理性を持った事柄といえは、原告にとって、何らの支援も与えられない事件として扱われることである。委員会の裁判所に対する補助機能 (Assistance) というのは、原告にとって、主張を行ってゆこうとする如何なる事柄についても、それに助言を与えることであり、主張のための準備だてを行うことであり、また行えるよう試みることである。また、法的な助言を呈示したり、専門家としての弁護士助言を行っていくことであり、法的陳述のおぜんだてを行っていくことなどで構成されることとなるのである。

権利章典の問題として提示されてきて、裁判所に提訴される以前に未決定状態におかれている訴訟事件について、委員会は、法廷助言者 (Amicus Curiae) として、

仲介を施す立場におかれるであろう。

決定しておかねばならない一つの問題点は、市民権委員会が、人種関係委員会や男女機会均等委員会の如き既存の諸機関を許容しうるものであるかどうか、むしろ、それらと共存しうるかどうかということである。

少なくとも、まず初めに、当分軌道に導くために種々の既存諸機関との共存を図ることが極めて望ましいように思われるのである。諸機関の統合 (amalgamation) 等による合理化が、もしも望ましいものであるとするならば、それはほとんど後の段階においてなされることとなるろう。しかしながら、このことは、それぞれの諸機関が、いかに発展してゆき、かつ互いに作用するものであるかということにかかってくるであろう。それぞれに、諸機関の間で、重複してくる問題もあるであろう。しかし人権委員会は、恐らく、通常、その独自の管轄領域の問題については、特別機関を構成し、そこにおいて扱われるべきであろう。そしてすでに、その特別機関によってカバーできず、また、そこによって扱えなかった問題

についてのみに問題とさるべきであろう。理論的に言つて、そのような諸機関における任務の重複は、問題を引き起してくるであろう。そして実際的には、恐らくさほどの困難もなく、それらの役割が遂行されてくるであろう。その人権委員会の立場というのは、内務省刑法改正委員会 (the Home Secretary's Criminal Law Revision Committee)、大法官法改革委員会 (the Lord Chancellor's Law Reform Committee) として、特別王室委員会 (ad hoc Royal Commissions)、省及び各省間委員会 (Departmental and inter-departmental Committees) などの存在するにもかかわらず、一般的な法の改革について責任を持っている法改革委員会 (the Law Commission) の役割と若干類似しているであろう。

同じように、権利章典の存在や人権委員会の存在することは、それ自体、裁判管轄の問題や行政執行部に対する議会コミッショナー (行政監察員) (the Parliamentary Commissioner for Administration) の役割に

は、何らの影響を与えるべきではあるまい。正直にいつて、行政監察員の機能は、今と同様に続けてゆかれるべきものであろう。

### 九、権利章典は既存の法律に影響を与えるべきものであろうか

この問題に対する論議は、比較的卒直になされうるのである。一方で、もし権利章典が将来の法律にのみ影響を与えるというのであるならば、それは極めて、その枠を限定してくることとなる。法の広範な領域は、権利章典の及ぶ範囲の外に置かれることとなるであろう。そしてそれらの法律は、すでに詳細に人権問題を扱ってきたであろうという理由で単純に片づけられるであろう。そのことは、権利章典を何年もの間（何十年もの間という）ことではないにしても）わずかな機能を持つ制度に押しやってしまうこととなるであろう。多くの時間の経過というこののみが、その法律の重要な諸領域は、徐々に権利章典の及ぶ範囲に入ってくるということがいえるで

あろう。

このような解決は、権利章典を確立するべきであるとする主張が、社会の中で期待感を形成するに当って、より不利益なこととなるであろう。従って、その制定立法化に当って、多くの人権問題が、それらがすでに既存の法律に従って解決されうるといふ理由で、十分なとり扱いがなされ得ないということが、現実の問題として起つたとするならば、極めて大きな幻滅感が生ずることになるであろう。

一方、もしも、既存の法律が、権利章典の効力の範囲内に従ってくるとするならば、議会が、権利章典を制定した際に予期して来なかった若干の後からの問題が、その後において、出現するであろうという可能性が存するのである。但しそれは必然的なことではないにしても。この文書において提案されてきた計画案に従えば、もし争いが生じてきた際においては、裁判所は、旧立法（the Prior Legislation）が無効であることを宣言しうるであろう。権利章典以前に制定されてきたという場合には、

権利章典の明白な修正を含めていくことは、その旧来の立法に対しては、明らかに不可能な事柄である。

一見して、このことは、一つの問題を生起せしめるように思われるのである。もしもあるとすれば、権利章典と既存の立法との間の矛盾抵触を、裁判所によって後の段階で発見されてきたところの内容を正確に確かめていくことなしに、議会は権利章典を好んで制定するということがあるであろうか。間違いなくその答えは、もしもそれらの矛盾が、すでに無効たべく判断を下された立法において、そのいづれかの結果に現われてくるものとするならば、すでに、その判決の効果を撤回するために、あるいはまた、元の法律を回復するために（必要の範囲にまで広げられて、権利章典を修正してきた必要条項を含めて）、立法を行っていくことが、時の行政に認められているということがいえるであろう。

それ故に、最も好ましい解答としては、過去、現在、そして未来に亘っての法の全体的な体系の中に、権利章典を当てはめ適用していくことである。こうした

方法は、英連邦の諸国<sup>(135)</sup>のとりうる権利章典によってとられている解決方法である。

〔注〕

(135) 例えば、前掲注(130)で示した一九六〇年カナダ権利章典第二部五条二項、前掲注(65)で引用してきた一九五〇年インド憲法一三条一項等参照。

## 十、むすび

権利章典は、人権が英国において大いに侵害されているものではないという理由で、また将来の専制政治への危険性に対処して、立法化するものではないという理由で、その制定は好ましいものである。前者の理由は、真実を示すものではなく、後者の理由は、起りそうもないことである。権利章典の場合は、人権のより一層の保障に対する明白かつ評価に値するであろうという思想にむしろ依拠しているのである。確かにそのことは、すべての難問を解決することにはならないであろう。権利章典がなすに違いない貢献の範囲は、結局、裁判官によって

如何に考察され、解釈されてくるかということに依拠しているのである。権利章典は、通常の普通法や制定法に存するよりも、より広範囲の権限を裁判官達に与えるであろう。権利章典は、従来行われてきたよりもより幅広く、更に広範な手段を裁判官達に求めることとなるであろう。

ある人達は、このような点を権利章典に対する不信感の十分な理由とみなすであろうし、また権利章典の理念に反対するものであろう。しかしながらより楽観的な見解や好ましい見方も存在する。民主社会において、基本的人権の十分な保護は、すべての者によって共有される信頼の一条項であるといえる。権利章典の援用の最上の手段としてのみ、論争はされてくることとなる。権利章典の考えに賛同する積極的な見解の近時の主張の傾向は、英国は、基本的人権の分野においては、理性的に誇りうる記録を保持してきたけれども、そのような人材の指導的な役割を追求する上においては、今後改善する十分な余地があるという意見の増大に影響を与えているの

である。ヨーロッパ人権条約のイギリス法への導入は<sup>(136)</sup>公共機関の役割において、権力の行き過ぎや濫用による犠牲者にとって、十分なる保護や損害賠償などの展開との関連についてのあらゆる制度の目的に対して今や十分なる意義を有するものでなければならぬであろう。<sup>(137)</sup>

[注]

(136) ヨーロッパ条約については、James Fawcett, *The Application of the European Convention on Human Rights*, 1969. ヨーロッパ委員会や裁判所による人権条約やその解釈についての新しい文献としては、Francis Jacob, *The European Convention on Human Rights*, Clarendon Press-Published October, 1975.

(137) 筆者は、初期の草稿をまとめるに当って、多くの他の人々からの有益な教示を受けた。たとえば、Mr Anthony Lester, Mr Geoffrey Bindman, Prof. John Griffiths 及び Prof. Ronald Dworkin 等である。なお筆者は、これらの方々には、最終稿について、何ら責任を課せられない限りで、その示唆に対して感謝を申し述べたい。

(終)